

保育所に係る審査及び児童館に係る審査の配点バランス

＜第 1 回選定部会における意見＞

- ・ 保育内容の評価が低い場合でも、児童館を運営していれば、児童館に係る審査において高評価になり、結果的に総得点が高くなる。児童館の審査においてのみ、運営実績があれば優遇されるという基準で、単純に得点を合計してよいものかどうか心配。
- ・ 保育所と児童館で別々に審査したものを、最終的に合算し、1つの評価として選定することに対し、不安がある。

【現状の配点】

	運営実績	事業計画	合計
保育所に係る審査			
書面審査	2 5 (6 0)	7 5 (1 0 2)	1 0 0 (1 6 2)
実地審査	5 0 (7 4)	—	5 0 (7 4)
小計	7 5 (1 3 4)	7 5 (1 0 2)	1 5 0 (2 3 6)
児童館に係る審査			
書面審査	(3 2)	(7 0)	1 0 0 (1 0 2)
合計	(1 6 6)	(1 7 2)	2 5 0 (3 3 8)

() は換算前の満点

＜事務局案＞

現状の案を維持する。

児童館に係る審査において、児童館の運営実績の有無を考慮する審査項目は1のみであり、その点数も最高で4点であることから、児童館の運営実績があることのみをもって、保育所に係る審査の低評価を補えるものではない。

最終的に1つの評価として選定することについて、以下の点から支障はないものとする。

- 運営実績の審査では、保育所部分は保育所そのものの運営能力を実績を通じて評価しており、児童館部分は保育所を含め子育て施設を運営できる能力の有無を評価している。いずれも子育て支援施設を運営する能力を確認するという意味で同趣旨の審査をするものである。
- 事業計画の審査では、いずれも申請者の基本的な保育・子育て支援に関する考えが反映された子育て支援施設の運営方針を確認するという意味で同趣旨の審査をするものである。

<参考>

- ・ 保育所に係る点数と児童館に係る点数を同等にする。

(例1) 保100点+児100点=計200点

	運営実績	事業計画	合計
保育所に係る審査			
書面審査	<u>17</u> (60)	<u>50</u> (102)	<u>67</u> (162)
実地審査	<u>33</u> (74)	—	<u>33</u> (74)
小計	<u>50</u> (134)	<u>50</u> (102)	<u>100</u> (236)
児童館に係る審査			
書面審査	(32)	(70)	100 (102)
合計	(166)	(172)	<u>200</u> (338)

(例2) 保150点+児150点=計300点

	運営実績	事業計画	合計
保育所に係る審査			
書面審査	25 (60)	75 (102)	100 (162)
実地審査	50 (74)	—	50 (74)
小計	75 (134)	75 (102)	150 (236)
児童館に係る審査			
書面審査	(32)	(70)	<u>150</u> (102)
合計	(166)	(172)	<u>300</u> (338)